

平成 18 年度

青森県在宅介護支援センター協議会

「在宅介護支援センターにおける老人福祉法
第六条の二(介護支援相談)の固有の専門的
な相談権の確立に関する調査報告書

青森県在宅介護支援センター調査研究委員会

発刊にあたって

青森県在宅介護支援センター協議会
会長 坂本 美洋

平成12年度の介護保険制度開始以来、「在宅介護支援センター」はその機能や職員の業務のあり方についてさまざまな議論をよんできました。今回の制度改正では、「地域ケア」を展開する重要な役割として「地域包括支援センター」が創設され、その基本的機能として1)総合的な相談窓口機能、2)介護予防マネジメント、3)包括的・継続的マネジメントの3つが唱えられています。

この「地域包括支援センター」の創設により、今まで地域住民に最も身近な場所で、地域の高齢者に対し相談窓口として役割を果たしてきた「在宅介護支援センター」の役割が不透明となり、「地域包括支援センター」との関係の中で、これまでの機能を活かし地域での役割をどのように果たしていくのか難しい局面を迎えていると思われる。一方、老人福祉法において「在宅介護支援センター」は老人の福祉に関する相談、必要な実情の把握と情報提供など市町村からの委託を受けることが出来るとの位置付けは変わっていません。

このような状況の中、当協議会では青森県内在宅介護支援センターに対し「在宅介護支援センターにおける老人福祉法第六条の二（介護支援相談）の固有の専門的な相談権の確立」に関する調査を行いその調査、分析、検討結果を報告書としてまとめたのが本冊子です。調査の結果、青森県内在宅介護支援センターの地域において果たす役割や、活動内容が市町村によって異なり、また介護保険に関する業務が中心となっているセンターも多いと感じます。

これからの「在宅介護支援センター」は「地域包括支援センター」と連携し、これまで培ってきた実績とノウハウを活用し地域の高齢者の実態把握、総合相談支援に併せ、高齢者の介護状態の悪化防止（介護予防）にも努めていく必要があると思います。また、高齢者虐待、DV等の相談援助にも取り組むことが期待されています。

本冊子が、「在宅介護支援センター」のあり方について再評価できる資料として活用いただければ幸いです。最後に、本事業の実施にご尽力いただきました調査研究委員の皆様、アンケートにご回答いただきました各在宅介護支援センターの皆様により感謝申し上げます。

《調査の趣旨》

周知の通り在宅介護支援センターは、老人福祉法第五条の四第二項第二号に規定されている、老人の福祉に関し、「(一)必要な実情の把握、(二)必要な情報の提供並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びに付随する仕事をする。」そして、この規定のうち(第六条の二)「介護保険法に規定する居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービスの適切かつ有効な利用に係るものであって、特に専門的知識及び技術を必要とするものについては、～当該市町村以外の者の設置するこれらの施設に委託することができる」となっています。

これを箇条書きにまとめると

- 一 老人福祉の必要な実情の把握と情報提供、そして相談、さらに調査
- 二 介護保険サービスの有効な利用の協力
- 三 在宅の要介護者・家族への、特に専門的な分野の支援となります。

そして今日の在宅介護支援センターの危機的な状況とはうらはらに、在宅介護支援センターが唯一、老人福祉法において、市町村から、この相談活動を受託することが法的に規定されています。(老人介護支援センター)

この度の青森県在宅介護支援センター協議会調査研究委員会では、この「相談権」とも「受託権」とも言える事業について、さらに一步具体的な、各種サービスの「申請代行の実態」について、調査研究することとしました。

なぜこの「申請代行の実態」について調査するかといいますと、在宅介護支援センター開設当初は、私達も市町村に、「あなた方はただかかってきた電話に相談していればいいんだよ。」と消極的にいわれたものでしたが、一端活動が始まると実にきめ細かな相談が多く、それに対応していると、役所に次々に問い合わせなければならず、役所がだんだんその対応も多くなり、本来役所においている色々なサービス利用のための申込書類を、高齢者に関するものはほとんど全て、場合によっては、役所との信頼関係と守秘義務に基づき家庭の収入認定に関するものあるいは身体障害者の補装具などかなり専門性を必要とされるものまで在宅介護支援センターに依頼されるようになってきました。

その間介護保険制度が発生し、「居宅介護支援事業所」の指定を受けて、ケアマネジャーの活動が始まると、在宅介護支援センターとの二枚看板がいかにも不明瞭になり、今日在宅介護支援センターの存在はいまや風前の灯のようになってまいりました。

しかしながら在宅介護支援センターは、今後、高齢者サービスと障害者サービスの融合、さらには児童サービスとの融合も視野にした、北欧にあるといわれる社会サービス法的(詳細に報告者ではわかりませんが、ここでは日本のような老

人・障害・児童という縦割りでなく、入浴サービスが必要な人には児童であれ、障害であれ、高齢者であれ入浴サービスが届く、という前提で考えられるサービス法を想定して用いています。)な方向性にわが国も動きだしていることを考えると、在宅介護支援センターの機能を再評価し、復権させることはわが国の福祉サービスに喫緊の課題ではないでしょうか。

在宅介護支援センターが、今まで果たしてきている、サービスの申請代行の専門性を改めて確認し、ここに未来における在宅介護支援センターのあり方をあらためて提言できるのではないかと、ということを決意として、調査活動を行うことと致しました。

従って、この調査は、この「申請代行」の中身を確認し、その専門性と、重要性を確認し、今後益々必要となる、専門的な相談活動の有意義性を証明することにあります。

《調査の母数》

この調査は、青森県在宅介護支援センター協議会調査研究委員会が主宰し、同協議会が事務委託している、社会福祉法人青森県社会福祉協議会の事務員の協力のもと、平成18年4月～6月にかけて行われました。

平成18年4月は、在宅介護支援センターが、地域包括支援センターへと衣替えしている最中でもあり、平成の大合併ということで市町村合併により廃止しているところもあり、年度を5月に締めるところなど、大変多忙な年度当初の調査となってしまいましたが、とにもかくにも六月の時点までの会員151施設に調査票を送付し、54施設(35.8%)の回答をえました。勿論年度が変わったばかりで、まだ集計を出せないため提出見送りのところもあったでしょうし、近年このような調査ものも多く、報告者の施設でも全てに回答していただけないので、今回は見送ったところもあるでしょう。この回収率には特段のコメントははさみません。

ただし調査前では、あまり調査の効果の測定はできないのではないかと、というような不安もありましたが、あがってきたものは大変説得力のあるものが多く、あらためて在宅介護支援センターが地域で機能していると思われる結果も多いたともに、逆に調査回答の記述がほとんどなく、このままが実態なら在宅介護支援センターとして効果的の仕事ができているのだろうかと思われるような回答があったことも事実です。分析は後にゆずります。

《調査方法》

調査は次ページの調査票を、各会員の在宅介護支援センターに送付し、返答していただきました。その内容は

- ① 申請代行サービス名の事業自体を実施しているかどうかの有無
- ② また申請を代行するために、調査在宅介護支援センターにこの申請代行の用紙が常備されているかの有無
- ③ 年間の取り扱い件数(代行した総数)
- ④ この予め想定した申請代行サービス以外のサービスについて、やはり②と③が行われているのであれば、その用紙を添付して提出していただくこと
- ⑤ その添付提出する用紙には、その申請代行の年間の取り扱い件数を書き込むの、五つの点について調査が行われました。

若干言えば、この調査票の書き方に対する説明不足があり、回答者にうまく伝わっていない可能性は否定できず、大変ご迷惑をおかけしました。

たとえば「移送サービス」のところでは、実際に在宅介護支援センター、あるいは併設施設で実施していれば、実施の有無で、「有」でいいのですが、在宅介護支援センターでは「有」で併設施設でやっても「無」にしている可能性もあります。

またどうしても年間取り扱い件数に目が奪われやすいのですが、実際の調査目的は件数ではなく、用紙を常備しているかどうかであり、その用紙で申請するには、相当な専門性や守秘義務など、法の趣旨から特に在宅介護支援センターが受託していることに有意性を立証するような申請代行活動が行われているかどうかにあるのです。

ともかく次ページのような調査票を郵送、そしてこれに返信用の切手も封筒も付与してませんので、この場をお借りして、自前の切手・郵送代で、返信までしたためていただきご回答いただきました皆様の熱意とご協力に、感謝申し上げます。

本当に有難うございました。

在宅介護支援センターの申請代行に関する調査票

平成18年 4月

NO	申請代行サービス名	宛先	実施の有無	用紙の有無	年間件数
1	勸業事項整理票(居宅生活支援費)	無	有・無	有・無	件
2	居宅生活支援費 施設訓練等支援費 支給申請書(身体 知的 児童)	市長殿	有・無	有・無	件
3	障害者手帳・通院医療費公費負担申請書	県知事殿	有・無	有・無	件
4	身体障害者診断書・意見書(肢体不自由障害用)	無	有・無	有・無	件
5	身体障害者手帳交付申請書	地方健康福祉こどもセンター長殿	有・無	有・無	件
6	介護サービス計画作成のための情報提供依頼書	市長殿	有・無	有・無	件
7	居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書	無	有・無	有・無	件
8	介護保険「要介護認定・区分変更・要介護等更新認定」申請書	市長殿	有・無	有・無	件
9	在宅療養タスキ老人等紙おむつ交付申請書	市福祉事務所長殿	有・無	有・無	件
	おむつ使用証明書		有・無	有・無	件
10	訪問入浴申請書(市独自入浴)	法人理事長殿	有・無	有・無	件
11	移送サービス利用申請書	福祉事務所長	有・無	有・無	件
12	一人暮らし高齢者等配食サービス事業利用申込書	市社協会長殿	有・無	有・無	件
13	老人交通安全つえ支給申請書	市長殿	有・無	有・無	件
14	生きがい活動支援通所施設利用申請書	福祉事務所長殿	有・無	有・無	件
15	軽度生活援助事業申請書	福祉事務所長殿	有・無	有・無	件
16	〇〇老人ホーム利用申込書	無	有・無	有・無	件
17	特別障害者手当認定診断書	無	有・無	有・無	件
18	緊急通報システム福祉安心電話サービス事業加入者入力データ調査票	無	有・無	有・無	件

***** 誠にお手数ですが、申請代行し、申請している用紙は、全て「写し」を県社協在宅介護支援センター協議会事務局宛にご送付願います。
 青森市中央3丁目20番30号県民福祉プラザ2F 青森県社会福祉協議会内
 青森県在宅介護支援センター協議会 千葉綾子 宛 017-774-3234 fax 774-3235

この調査票の範囲では、どの程度の件数があるかを調べますが、別に代行しているのであれば、その申請代行用紙に平成17年度の件数を添付していただければ幸いです。

申請用紙の添付は、手間も費用もかかりますが、その用紙を見ることで、①必要な専門性、②個人情報が含まれているかの有無、③まさに在宅介護支援センターであるから公的機関宛に提出可能なものかの判断など、実は調査票以上に、調査目的の趣旨を雄弁に説明していると思いますので、何卒、ご多忙なのは重々存じておりますが、ご協力の程お願い申し上げます。

《調査結果》

(1) 取り扱い件数のベスト3は居宅介護支援事業所の仕事

今回の調査で、最も多く申請代行をしているのは、圧倒的な件数(3,010件)で「介護保険「要介護認定・区分変更・要介護等更新認定」申請書でした。また次に多かったのも、「介護サービス計画作成のための情報提供依頼書」であり、(1,400件)、第三位も「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書(762件)で、これらについては、居宅介護支援事業所の仕事としてです。

特に介護認定の申請は、市町村の公務員として行う行動と同じ責任のある仕事といわれていますが、全体(54件)平均で一在宅介護支援センターあたり56件、回答在宅介護支援センター(40件)でみると、平均年間75件五日に一件の割合で、要介護認定などの申請をしていることがわかります。

ちなみにケアマネジャーの本務である、居宅サービス計画作成依頼届出書が第三位の取り扱いで、年間平均14件ということで新規の取り扱いがその程度、ちなみに回答施設(35件)で平均すると一在宅介護支援センター22件の新規ケースということになります。

(2) 在宅介護支援センターとしての取り扱い件数ベスト3は「生きがいデイ」「紙おむつ支給」「老人ホーム入所申込」

生きがい活動通所538件、紙おむつ支給申請481件、老人ホーム入所申込301件、軽度生活援助事業申請247件、配食サービス申請225件、移送サービス申請213件など。なお緊急通報装置318件は、一ヶ所200件が新規申請と、更新申請含むの数字で上がっているためです。

在宅生活を支援するという意味では、適切なサービスの申請をし、介護保険以外のサービスのケアマネジメントに対する一定の役割を果たしていることを立証しています。

さらに件数は少ないものの、支援費の支給申請が48件、障害者手帳・通院医療費控除10件、身体障害者の診断書22件、身体障害者手帳交付20件、特別障害者手当認定診断書21件など、障害者の権利に関する部分、障害者の所得保障に関する支援など、重要な申請代行も、取り扱い件数としては少ないですがありますし、地区の偏在もみられる申請はありますが、身体障害関係全般に、用紙の有無もひっくるめてまとめて考えてみますと、ほとんどの地区で散見されており、じわりと在宅介護支援センターらしい援助活動が行われていることを立証していると考えます。

(3) サービスものは、「通所・ヘルパー・配食」、用具ものは「おむつ・杖」

もっぱらサービス提供の申請代行は件数が多く、生きがい活動通所申請が538件、軽度生活援助事業申請247件、配食サービス225件、一方福祉用具や補装具、福祉用品、については、おむつ481件、杖126件で、その他は低調でした。

これらは在宅介護支援センターの相談員が親身に相談にのって、各地区で介護保険以外のサービスと提供されているものです。

(4) その他の各種申請について

その他の各種申請名と件数は以下のようになっています。これだけ多くの申請用紙が具備されて、在宅介護支援センターの活動が展開されているのです。

(介護用品関係)

- ・ 家族介護用品(または市介護用品)受給資格申請書(オムツ・尿とり)・受給変更届出書
- ・ 補装具交付修理申請書
- ・ 調査書(日常生活用具給付事業用)
- ・ 高齢者日常生活用具給付等事業利用中止届出書
- ・ 補装具交付等要否意見書(車椅子用)
- ・ 福祉用具利用申請書(車椅子・ベッド)

(介護予防関係の申請活動)

- ・ 食の自立支援アセスメント票(他に中止申し出・利用変更届出)
- ・ 介護予防・地域支えあい事業利用申請書
- (外出支援・寝具乾燥・軽度生活援助・訪問理美容・食の自立・生きがいデイ・骨折予防
- ・ アクティビティ痴呆介護教室・家族介護教室・家族介護者交流事業・介護者ヘルパー、
- ・ 受講支援・家族介護慰労事業・介護用品の支給・緊急通報体制整備事業)
- ・ 自立支援ショート
- ・ 介護予防アセスメントシート

(緊急通報・安心電話関係の申請活動)

- ・ 緊急通報装置貸与利用申請書
- ・ 緊急通報体制等整備事業利用中止届出書
- ・ 市老人福祉電話設置事業利用申請書
- ・ 福祉安心電話サービス事業入会申込書

(慰労金関係の申請活動)

- ・市家族介護特別慰労金支給申請書
- ・市寝たきり高齢者等介護者慰労金支給申請書

(介護保険関係の申請活動)

- ・介護保険サービス種類指定変更申請書
- ・介護保険(要介護認定・要支援認定)申請取下書
- ・介護保険 被保険者証交付申請書 ・再交付申請書
- ・介護認定等情報提供申請書
- ・介護保険高額介護サービス費支給申請書
- ・介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書
- ・介護保険被保険者証等再交付申請書
- ・介護保険 居宅介護(支援)福祉用具購入費支給申請書
- ・介護保険住宅改修(理由書)
- ・要介護認定・要支援認定に係る資料交付依頼書
- ・介護保険負担限度額認定
- ・居宅生活支援費明細書

(在宅福祉サービス関係の申請活動)

- ・市在宅福祉サービス総合利用券交付申請書 ・市利用券身体状況調書
- ・高齢者生活管理指導短期宿泊事業利用申請書
- ・高齢者見守りネットワーク事業利用申請書
- ・所得税申告書
- ・利用者負担軽減確認書交付申請書
- ・住民税証明願
(世帯員の収入内訳・預貯金内訳・所有資産・扶養の確認含)
- ・代理人専任届
- ・在宅患者往診受付用紙
- ・市高齢者はり・きゅう・マッサージ施術受療交付申請書
- ・在宅要介護者訪問歯科健康診査申込書
- ・徘徊高齢者家族支援事業利用申請書・利用中止申出書

(ホームヘルパー関係の申請活動)

- ・訪問介護利用者負担減額申請書 2 件
- ・市ヘルパー派遣申請書
- ・障害者ホームヘルパー派遣申請書
- ・ガイドヘルパー派遣申請書
- ・軽度生活援助サービス捕捉調票

(デイサービス関係の申請活動)

- ・市活動支援通所利用申請書
- ・身体障害者介護型でイサービス利用申請書
- ・ふれあい通所事業利用申請書

(タクシー券・移送関係の申請活動)

- ・市福祉輸送車両利用申請書
- ・タクシー券交付
- ・介護タクシーつばさ利用申込書
- ・市重度心身障害者福祉タクシー利用券交付申請書

(身体障害関係の申請活動)

- ・更正医療の給付・補装具交付修理・日常生活用具申請書
- ・(介護給付費 訓練等給付費 施設訓練等支援費)支給申請書
- ・在宅重度身体障害者訪問診査申込書
- ・障害者控除対象者認定書
- ・重度心身障害者医療費支給申請書
- ・特定疾患医療受給者証交付申請書
- ・市重度心身障害者医療費支給申請書
- ・国民年金・厚生年金・船員保険診断書
- ・初診日・病歴に関する申立書
- ・更正医療給付要否意見書

(住宅改修関係の申請活動)

- ・住宅改修の承諾書
- ・住宅改修給付申請書
- ・保護変更申請書
- ・養護老人ホーム入居申込書
- ・住宅申込書

その他の申請用紙をみると、介護予防関係や介護保険関係の書類がいかに多いかもわかるが、それらは一部であって、様々な在宅福祉サービスの申請書や、見舞金や利用者負担の減免、果ては年金や生活保護関連まで、大変重い重要な仕事がテリトリーに入ってくるのが予定されています。

一部の関係者しか知らないことも考えられますので、改めて概括すると、国の社会保障費用の見直しの中、厚生労働省関連は、毎年2,200億円の削減が求められているために、ほとんど福祉・医療関係についても聖域のない方向での見直し

が図られています。国の税金ですから無駄を省くということでは、それは良いことですが、私達の在宅介護支援センターについても、地域包括支援センターという、予防介護を担いながら総合的な相談に専門家がのっていくという体制に切り替えられることになったのは良いのですが、おかげで中学校区に一つずつ相談窓口を作ることを目指してきた在宅介護支援センターは再編されることになりました。

どうなったかといいますと、数が峻別され、某市のように補助がゼロになった在宅介護支援センターもあれば、年間数十万円で委託される在宅介護支援センターも出現し、今後職員をおいてこの公的で公正を期す事業を展開することは、大変困難になってきました(一方、介護保険による居宅介護支援事業所としては一人のケアマネージャーが一件当たり 8,500 円でかける 50 件まで可能。これも今年の改定で金額は上昇しましたが件数は 35 件に下がりました)。しかし居宅介護支援事業所の仕事は介護保険対象者がもっぱらになります。事業者間競争も出ました。

ですから地域の本当に困っている人々にじっくり相談にのるには今後、身体障害者や障害児など、誰でもいつでも相談できる身近な在宅介護支援センターが必要なのです。上記のような「その他の申請代行」のように所得保障に関することから、親身に相談することが必要で、地域の住民の近くにあることが大切です。

そしてこれらは簡単に整備できるようなことでもありません。

申請は数も多く、ご覧のように多岐に渡っているのです。

(5) 地区別集計結果について

全体に回答いただいたセンターは54センターで、その地域は以下のようになりました。

東青地区(東津軽郡・青森市)	8 センター
中弘南黒地区(中津軽郡・弘前市・南津軽郡・黒石)	11 センター
西北五地区(西津軽郡・北津軽郡・五所川原市)	8 センター
上十三地区(上北郡・十和田市・三沢市)	7 センター
三八地区(三戸郡・八戸市)	15 センター
むつ下北地区(むつ市・下北郡)	5 センター

この中で地区によって取り扱いに差が出ているものを箇条書きで並べると身体障害者の診断書については、西北五地区と上十三地区に集中、これは手帳交付・特別障害者手当についても同様。移送サービスについては中弘南黒地区が少なく集計の仕方なのでしょうか。東青地区・三八地区では、交通安全杖の支給がほとんどおこなわれていません。上十三地区は生きがい通所の申請が極端に少なく、利用されている方はいらっしゃるのに、新規がないのか、申請の集計が出ていないのではとも思われます。老人ホーム入所に東青で偏りがありますが、これは一法人で三施設あるセンターが全て行っているところがあり増えたためです。寝具乾燥や安否確認、ねたきり理美容サービス、日常生活用具など、東青地区は、きめ細かなサービスの申請が出されています。三八地区は介護保険関係で圧倒的で、もっぱら介護保険の事業が中心に動いているのがわかります。

(5) サービスの実施のデータと用紙配備の調査結果について

この欄については、予めの説明が不十分であったために、データに混乱が見られます。軽度者のヘルパーや生きがいデイサービスのようには大概の法人・事業所で実施している事業もありますから、自分で実施しているのであれば、当然申込の方法なども、用紙が完備されていることも多いでしょうからそういうこともあって、実施事業なのかどうかを聞いた欄でしたが、例えば主は役所になっているが、大分事業所がからんでやっているというようなものは簡単にいえない場合もあり、失敗した調査項目となりました。

たとえば紙おむつの申請は、実施主体は役所か社会福祉協議会だと思えますが、ほとんどのセンターで実施に記入しています。

しかし用紙が配備されているかどうかのデータは有効です。

身体障害者関係の申請用紙は、代行件数は上がっていませんがセンターに

保管されているところもあります。

ただし市によって、総合利用券方式をとっているようなところの用紙は当然他市ではありませんし、比較的忘れられているようなサービスについては、用紙があつて役所から配備することも可能でも、センターで用紙切れをおこして特に補充していないところもあろうかと思えます。

用紙の配備でいくと、第一位は「介護保険の認定申請・変更申請」、第二位がやはり「居宅サービス計画作成依頼」、第三位が「紙おむつ申請」です。

配食・生きがいデイ・軽度ヘルパーなども30数センターあり在宅サービスが利用されていることがわかりますが、移送サービスは17センター、もう少し身体障害者や高齢者の移送についても積極的に考える必要はありますが、近年は介護タクシーなども発展してきているために、そちらで行われているのかもしれない。

(7) 申請代行用紙による専門性並びに守秘義務など

① 個人情報

全ての申請書

ほとんどの申請用紙は、住所、年齢、続き柄、携帯電話、介護者の氏名、病状の経過、ADLなど、委託してないどのような機関にでも出せるような情報は少ないです。かつ経済的状況欄があり、生活中心者が生活保護世帯か市町村民税の非課税か課税の世帯か、所得税課税の世帯かを記入する欄があります。(法的に契約し、守秘義務を厳守させる必要性)

申請用紙名	その中の個人情報事項などの内容
各市の実態把握	住所や社会保険番号情報
八戸ねたきり慰労金	利用者口座振込
緊急通報装置	利用者・協力者の個人情報
青森訪問電話事業	本人・民生委員情報
青森訪問歯科健診申込	病状の個人情報
青森慰労金支給	本人の口座振込番号情報
健康保険高額療養費	本人の口座振込・病歴
保護申請	本人の生活保護を希望する内容
住宅改修	本人の口座振込
特定入所者介護サービス費	所得分布の記載
福祉用具購入費支給申請	口座振込
施設入所申込	保証人の住所・氏名・年齢・生年月日
更正医療の給付・補装具・日常生活用具	愛護手帳などの情報

申請用紙名	その中の個人情報事項などの内容
日常生活用具	利用者世帯の階層区分
自治体用登録明細	本人保険番号・協力員 1～3、医療機関
入所申込	経済状況(年金などの金額)
障害者控除対象者認定書	障害理由や等級など
八戸寝具乾燥洗濯消毒	近親者の氏名・続柄・年齢・住所・電話
西目屋寝たり老人援助金申請	世帯員の状況
特定疾患医療受給者証交付申請書	生計中心者の所得状況
所得税申告書	所得がわかる
証明願	所得がわかる
特別障害者手当認定請求書	年金の状況・手帳
年金関係	受診状況、初診日の申し立て
ひとり暮らし高齢者	家族親族連絡先・掛かり付け医師
社会福祉法人利用者負担減免	利用者り預貯金・建物資産の状況
タクシー利用券交付申請	障害者区分・手帳番号
補装具・補聴器・ストマ申請書	世帯員の税金負担

② ADL（日常生活動作）情報

申請用紙名	専門性が問われる ADL 記載例など
各市の実態把握	心身の状況
青森市高齢者台帳	身体状況(褥そうの程度等)、日常動作の状況、精神状態(記憶障害・失見当など)また認知症の日常生活自立度など、介護福祉士・看護師などの専門性が求められる項目。
黒石おむつ支給	障害老人の日常生活自立度 B 又 C ランク、認知症老人日常生活自立度Ⅲ又はⅣ又は M 以上
青森市在宅福祉サービス総合利用券	身体状況、ADL、IADL、精神、問題行動
青森市配食サービス	献立、配下膳、火気管理の是非
むつ市ヘルパー派遣	必要なサービス(調理・衣類の洗濯・住居の清掃、買物通院、その他など必要なサービスの見極め)
軽度生活援助	上と同じ
食の自立支援	アセスメント
八戸ねたきり慰労金	ねたきりの日常生活状況
介護保険サービス提供会議補助用紙	ADL 欄

申請用紙名	専門性が問われる ADL 記載例など
日常生活用具	
在宅患者往診受付	身体状況・歯の状況
在宅重度身体障害者訪問審査	身辺の自立の状況
ねたきり老人援助金支給申請	ADL・精神
更正医療現病歴・現症	
介護予防アセスメント	
移送サービス	現症(知能障害・意識障害・精神症状・問題行動・正確・ADL)
一人暮らし高齢者	日常生活動作スケール
八戸市緊急通報装置貸与	血液型・血圧・特異体質・アレルギー・既往歴・常用薬・ペースメーカーや透析・コンタクトなどの使用

③ 介護用品の知識

申請用紙名	専門的な知識の必要な用具・機器など
青森市見舞品支給	おむつについてパンツタイプ、フラット、尿とりを選ぶことになり、利用者に合わせた申請が必要
福祉用具購入費支給申請	介護保険の福祉用具知識
鯨ヶ沢町介護用品	おむつのほかに、消臭剤・お尻拭き・手袋・綿棒、清拭剤など必要な知識
日常生活用具	火災警報器・自動消火器・電磁調理器・緊急通報装置の知識
弘前市日常生活用具	特殊寝台・マットレス・エアマット・腰掛便座・その他の知識
福祉用具利用申請書	ベッド(3 モーター・2 モーター・サイド・テーブル
寝たきりおむつ申請	イワツキ・白十字 各種から必要なもの
五所川原日常生活用具	特殊寝台・歩行支援用具・文字デコウダー・展示図書・入浴補助具の知識

④ 住宅改修の知識

申請用紙名	住宅改修に必要な専門性
住宅改修の必要性について	住宅の状況と住宅改修の必要性

⑤ 他の専門職との連携

申請用紙名	他の職種との専門的な連携など
むつ市理美容サービス利用申請	地区民生委員の審査確認
特別身体障害者手当診断・身体障害者手帳	医師との利用者の身体の確認
介護保険の住宅改修	建築士との相談
介護保険・他の福祉用具	福祉用具業者との相談
五所川原市移送サービス	同行者の調整
ショートステイ	各施設担当者との調整

⑥ 福祉サービスの総合的な知識で申請するもの

申請用紙名	総合的な知識・判断の必要なもの
八戸市在宅福祉サービス利用申請	軽度生活援助・通所サービス・配食サービス・生活支援ハウス各サービスの必要な利用申請書

以上、見てきたように、これらは端的に用紙を提出するだけでなく、介護福祉士や社会福祉士等に課せられている「守秘義務」に基づき、プライバシーをしっかりと守って記入しなければならないものや相談される方が、実際には例えば歩行が不安定なのかというように、ADL（日常生活動作）によりどのようなサービスが最も利用者の自立支援に適しているのか見立てたり、あるいは他職種の専門家と専門性が求められていることがわかります。

青森各地区/代行内容	勘案事項整理票		居宅生活支援費		障害手帳・医療費公費負担		身体障害者診断書意見書		身障手帳交付申請書		介護計画情報提供依頼	
	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計
東青地区(8件)	1	2	2	4	0	0	2	5	1	0	1	5
中弘南黒地区(11件)	0	0	1	2	1	2	2	4	2	3	1	0
西北五地区(8件)	0	0	4	30	3	1	5	4	4	2	9	5
上三地区(7件)	1	1	2	7	1	2	3	4	2	4	8	4
三八地区(15件)	0	0	2	0	1	1	0	1	0	1	0	11
むつ下北地区(5件)	0	0	2	1	0	1	0	1	0	1	2	1
合計(54件)	2	4	13	10	6	7	12	19	10	12	20	27

青森各地区/代行内容	居宅サービス計画作成依頼		介護保険要介護認定・変更		紙おむつ申請書		おむつ使用証明		訪問入浴申請書		移送サービス申請書	
	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計
東青地区(8件)	7	8	8	609	7	283	2	2	0	1	0	2
中弘南黒地区(11件)	3	6	4	5	6	7	0	4	0	0	0	2
西北五地区(8件)	6	6	7	5	7	24	4	3	0	1	0	4
上三地区(7件)	6	6	7	6	6	5	3	2	1	1	0	5
三八地区(15件)	11	10	13	863	8	8	2	6	1	1	0	2
むつ下北地区(5件)	4	4	4	5	3	5	1	2	2	1	2	2
合計(54件)	37	40	43	3,010	37	39	12	19	4	5	2	17

青森各地区/代行内容	配食サービス申請書		交通安全杖支給申請書		生きがい活動通所申請		軽度生活援助事業申請		〇〇老人ホーム入所申込		特別障害者手当診断書	
	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計
東青地区(8件)	6	7	0	0	2	17	1	5	6	7	1	1
中弘南黒地区(11件)	6	5	7	6	8	9	8	28	2	3	1	2
西北五地区(8件)	7	3	2	0	6	5	6	93	6	4	24	7
上三地区(7件)	7	6	1	1	2	3	6	7	5	5	64	2
三八地区(15件)	8	10	0	0	10	41	9	10	4	6	17	0
むつ下北地区(5件)	4	5	5	1	5	5	3	4	4	3	54	0
合計(54件)	38	36	15	8	28	29	33	35	27	28	301	11

*三施設統括のところで92件

青森各地区/代行内容	緊急通報システム		市福祉利用申請		要介護高齢者台帳		ねたきり高齢者台帳		ねたきり美容サービス		ねたきり見舞品支給	
	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計
東青地区(8件)	5	6	0	1	0	0	0	1	0	0	2	3
中弘南黒地区(11件)	4	4	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0
西北五地区(8件)	6	4*218	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0
上十三地区(7件)	6	6	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
三八地区(15件)	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
むつ下北地区(5件)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(54件)	28	27	2	3	0	0	1	2	0	3	5	4

*

200件は更新申請と新規混合

青森各地区/代行内容	日常生活用具給付		おげんきコール申請		徘徊安否確認サービス		寝具乾燥消毒サービス	
	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計	事業実施	用紙配置 代行合計
東青地区(8件)	0	4	0	2	0	0	0	2
中弘南黒地区(11件)	0	3	1	1	0	0	1	0
西北五地区(8件)	0	2	0	0	0	0	1	0
上十三地区(7件)	1	2	1	0	0	0	0	0
三八地区(15件)	0	0	0	0	0	0	0	0
むつ下北地区(5件)	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(54件)	1	11	6	3	0	0	4	2

[総 括]

現在在宅介護支援センターの中には、看板のみになり、補助金がなくなったところ、年間数十万になったところなど沢山あります。

また逆に地域包括支援センターになり、年 1,200 万円、専門職を三人配置し、それでもというかその配置のため、年間 200 ～ 300 万円足りないといっているところもあります。

また、何度も指摘しますが、「居宅介護支援事業所」の看板だけで、ほぼそれしかしていないところもあるかもしれません。あるいは予防介護などの介護者教室が在宅介護支援センターの仕事と、割り切っているところもあるでしょう。

しかし在宅介護支援センターは、私達介護職・福祉職が、地域の困っている家族の生の声を地域で聞いて歩いて、そして福祉の専門技術である、相談援助活動を通して、地域の問題を地域に訴えかけて、支援してきた歴史と実績のある場です。今後福祉は益々効率的な活動になっていくでしょう。そして益々今までの縦割りではなく、必要な人に必要なだけのサービスがいくようになるでしょう。

そういう未来についても、地域の支援の相談活動の拠点として、コストのことを考えても、児童から高齢者に係る福祉の総合的な支援のセンターとして、今後益々在宅介護支援センターの重要性は増していくと考えられます。

申請代行などというものはなくて、簡単に利用できればできるだけいいです。

困ったときに、すぐ相談にのってもらい、すぐ行動し、すぐ解決できることですから、申込が困難だったり、利用に制限がついていたりということは、本来少ないほうがいいわけですが、資源に限りがあるために、「必要な人」ということで利用制限が発生し、そこに「必要」を見る申請書類が出てくるわけです。

今回の調査結果では、正直に「居宅介護保険事業所」の顔が出ていました。

しかしそれ以外のサービスや、果ては所得証明にいたるまで、利用される方に関する「極めて個人情報として保護すべき情報が多いこと」「所得保障や手当や金銭に関する事のように直接生活に影響のある支援の手続きに関する事も含まれていること」「身体状況や住宅の改修など専門の ADL や専門の福祉機器・リハビリなどの知識でもって初めて相談活動にのっていけるものもあること」「調査結果は少ないとはいえ身体障害者関係も含まれていること」など、在宅介護支援センターが、地域の支援のために「公正に公平に」支援していかなければならない申請も多いのです。

老人福祉法の六条に伴い、市町村から特に「受託」されて地域の高齢福祉に関する「相談活動」を展開していく有意味性については、ですから今回の調査の実数としては不足でしょうけれど、調査結果として、十分全体としてこの「相談」を「受託」して行う有意味性は立証されたのではないかと確信しております。

「在宅介護支援センターにおける老人福祉法第六条の二(介護支援相談)の固有の専門的な相談権の確立に関する調査報告書」

発行 平成 19 年 8 月

発行所・発行責任者

030-0822 青森市中央三丁目 20 番 30 号 県民福祉プラザ二階
(社会福祉法人青森県社会福祉協議会内)

青森県在宅介護支援センター協議会 会長 坂本 美洋

TEL 017-774-3234 FAX017-774-3235

調査研究委員会

担当副会長	棟方 光秀	鶴松園在宅介護支援センター 鶴田町
委員長	齊藤 淳	三沢介護支援センター 三沢市
副委員長	田名部 喜栄	寿楽荘在宅介護支援センター 八戸市
委員	柿崎 慎一	青森市地域包括支援センターおきだて
委員	木下 由美子	在宅介護支援センターふれあい 青森市
委員	佐藤 充昭	在宅介護支援センター白寿園 弘前市
委員	山内 聖子	平賀在宅介護支援センター 平川市
委員	佐藤 治子	はくじゅ在宅介護支援センター 八戸市
委員	小比類巻 健	三沢市基幹型在宅介護支援センター
委員	長内 克之	木造在宅介護支援センター つがるの市
委員	木村 さつき	つがる市在宅介護支援センター
委員	高畑 絹子	村中在宅介護支援センター むつ市
委員	対馬 聡	在宅介護支援センター桜木 むつ市